



10/31 (日)は



衆議院議員選挙 小選挙区 比例代表

最高裁判所裁判官国民審査

投票時間 7:00~20:00

選挙管理委員会事務局
(☎5722-9299、FAX5722-9334)

※投票所へは公共交通機関をご利用ください

2つに分かれています
目黒区の衆議院小選挙区
(第5区・第7区)

ご注意ください

- 選挙区によって投票できる候補者が異なります。
- 選挙区によって期日前投票ができる会場が異なります(2面参照)。
なお、投票日当日の投票所は入場整理券に記載された指定会場です。

町名別選挙区一覧

町名	丁目	番	選挙区	町名	丁目	番	選挙区	町名	丁目	番	選挙区						
駒場			7区	目黒	1		7区	5区	祐天寺		5区						
青葉台		全域			2	全域			中央町								
東山					3				目黒本町								
大橋					4	1~5、12~26	原町										
上目黒	1	全域	7区	下目黒	1		7区		5区	洗足			5区				
	2	1~46	7区		2	全域	7区			南							
	2	47~49	5区		3		碑文谷										
	3	全域	7区		4	1~20	7区			鷹番							
	4	全域	5区		4	21~23	5区			平町							
中目黒	1		7区	中町	5	1~7	7区			5区		大岡山			5区		
	2	全域			7区	五本木	5					8~37		5区		緑が丘	
	3				7区		5区					6		全域		5区	自由が丘
	4				5区			全域			5区	中根					
	4				5区			全域			5区	柿の木坂					
5	全域	5区	全域		5区			八雲									
5	全域	7区	全域	5区	東が丘												
三田		全域	7区														

目黒区で投票できるかた・できないかた

目黒区で投票できるのは、平成15年11/1までに生まれ、目黒区の選挙人名簿に登録されているかたです。

転入の届け出日によっては、目黒区で投票できない場合もあります。下表でご確認ください。

区分	令和3年 7/18	7/19	登録基準日 10/18	公示日 10/19	投票日 10/31	投票の可否
以前から目黒区に住んでいる	目黒区に居住					目黒区で投票 できます
最近、目黒区に転入した	7/18までに転入を届け出	目黒区に居住				
		7/19以降に転入を届け出	目黒区に居住			

区外へ転出した場合

転出してから4カ月以内で、目黒区の選挙人名簿に登録されており、転出先の選挙人名簿に登録されていないかたは目黒区での投票となります。

区内転居した場合

10/9以降に区内転居の届け出をしたかたは、前住所地の投票所で投票してください。

入場整理券を郵送します

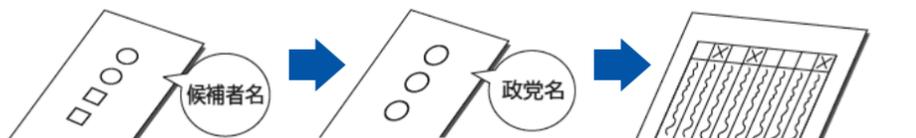
住民票の世帯ごとにまとめて郵送します。投票所には、自分の名前が記載された入場整理券をお持ちください。

入場整理券が手元に届いていない、忘れた、紛失した場合でも、投票所で選挙人名簿と照合のうえ投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

なお、投票日当日は、入場整理券に記載された指定の投票所以外では投票できません。

投票の順序と方法

- ①衆議院議員選挙 (小選挙区)
- ②衆議院議員選挙 (比例代表)
- ③最高裁判所裁判官国民審査



小選挙区の候補者名を書いて投票
比例代表選出議員選挙の政党名を書いて投票
やめさせたいと思う裁判官の名前に「X」を記入

選挙公報を配布します

選挙公報の配布期間は、10/26(火)~29(金)を予定しています。選挙公報が届かない場合は、目黒区シルバー人材センター(☎3793-0181。8:30~18:30)へご連絡ください。

区の施設や区内各駅の選挙公報スタンドで入手できるほか、都庁(コード②)からご覧になれます。

即日開票

碑文谷体育館 (碑文谷 6-12-43) 20:50 から

投票・開票状況は、区庁(コード①)でご覧になれます。
※東京都第5区・第7区は同会場、同時刻に開始

